

財務省告示第二百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年六月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（物価連動・十年）（第十六回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第

五

募入決定の
方 法

イ

争利回り
入札発

各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順

ロ

国債市場
参加

各国債市場特別参加者ごとの次割り当てる。

六

争利回り
入札発

各申込みの応募額を割り当て

イ

争利回り
入札発

額面金額で四千九百九十八億

ロ

国債市場
参加

うち、財政法第四条第一項の規

六

争利回り
入札発

円、平成二十年度における公債

イ

争利回り
入札発

の発行の特例に関する法律第二

ロ

国債市場
参加

面金額で四千億円、特別会計に

口

争利回り
入札発

特別会計に関する法律第四十

イ

争利回り
入札発

行した利付国債について、額面

ロ

国債市場
参加

六条第一項の規定に基づき発

イ

争利回り
入札発

金額で四百八十九億円

	十 四	十 三	十 二	十 一	十 一 月 一 日 迄	九 月 一 日 迄	八 月 一 日 迄	七 月 一 日 迄
	方 法	額 の 計 算	想 定 元 金	額 の 計 算	想 定 元 金	額 の 計 算	想 定 元 金	額 の 計 算

除く総合指数をいう。以下同
者物価指数のうち生鮮食品を
果に基づき作成する全国消費
第三十五号)のための調査の結
務省が小売物価統計(指定統計
の三月前の消費者物価指数(総
の三期及び償還期限の属する月
おける想定元金額は、各利子支
各利子支払期及び償還期限に

平成二十年六月十日
の金額の整数倍の金額によるも
簿の記載又は記録は、最低額面
振替法の規定による振替口座
振替の記載又は記録は、最低額面
簿の記載又は記録は、最低額面
金額の整数倍の金額によるも
のとする。
平成二十年六月十日
額面金額百円につき百円
年一・四パーセント
盤面金額百円につき百円
盤面金額百円につき百円

四千九百九十八億円

四百八十九億円

十
万
円

十五 初期利子

じ。を百・八で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したものの。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限内における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したものの。）に額面金額を乗じて得た額とする。

平成二十年十二月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十七号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{第十四号の規定により算出せられた支払期における想定元金額}}{1.4} \times \frac{1}{2}$$

十六 第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

第九号の期に定おけるよるの算出た元額
 $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$

十七 償還期限

平成三十年六月十日

十八 償還金額

第十四号の規定により算出された償還期限における想定元

十九 元利金支

金額 日本銀行

二十 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十一 払込期日

平成二十年六月十日